

イギリスの中等学校（義務教育後期段階）公民科における 労働問題学習

‘Employment and Working Life’ in Key Stage Four Citizenship Studies in England

白石 晃一
SHIRAISHI Koichi

要 旨

英国イングランドの義務教育課程中等学校後期段階（第4段階，第10・11学年，14～16歳）の必修教科「公民科」における労働問題（雇用と労働）学習についての研究である。まず，義務教育第4段階の公民科学習における主題「雇用と労働」の取り上げ方を概観した。そのうえで，経済単位において主題「雇用と労働」に真剣に取り組んでいるフィーン等編著の公民科第4段階教科書によって，この主題の学習の展開を概観し，この主題への生徒の取り組みと教師の取り組みの特徴を解明し，その先駆性を明らかにした。公民科教育についての日英比較研究の一環である。本論文では，特に，日本の中学校社会科「公民」・高等学校公民科「現代社会」の学習指導との比較という観点から，経済単位における「雇用と労働」の問題を取り上げた。そして，フィーン等編著の公民科教科書に見られる能動的学習の展開に注目した。

キーワード：労働問題，労働問題学習，公民科教育，中等学校，イギリス

構成

1. 本論文の課題
2. イギリスにおける中等学校（義務教育課程）の必修教科「公民科」における労働問題学習
 - (1) 全国共通カリキュラム（ナショナル・カリキュラム，2000年）での位置づけ
 - (2) 学習書『第4段階公民』（CGP社）における労働問題単元の展開
 - (1) 第1単元「市民の権利と責任」の第5小単元「労働におけるあなたの法的権利」
 - (2) 第6単元「経済」の第5小単元「あなたの経済活動」
 - (3) 一般的な公民科教科書における労働問題の学習
——ブレット編集の公民科教科書（フォレンズ社）の例——
3. フィーン等編著の公民科教科書（ジョン・マレー社）における労働問題の学習
 - (1) フィーン等編著の公民科教科書における「雇用と労働」
 - (2) 小単元「労働生活」の展開
 - (3) 小単元「就職」の展開
 - (4) 小単元「高賃金，低賃金」の展開
 - (5) 小単元「労働組合への加入」の展開

(6) 小単元「就業支援制度」の展開

(7) 特別課題「仕事体験」

4. 考察

1. 本論文の課題

先進諸国において世界的に社会問題になっている就職・就業・労働問題は、中等学校公民科教育で取り上げられるべき学習課題であると考えられる。日本においても、中学校学習指導要領・高等学校学習指導要領で規定されており、教科書で取り上げられている。筆者は近年、英国の中等学校公民科教育を研究対象とし、人権学習について研究してきた。就職・就業・労働問題学習も当然取り上げなければならないものであり、「公民科における人権の授業についての論考」の中で部分的に紹介した。⁽¹⁾ 本論文は、これを補充し、労働問題学習の在り方を探る比較教育研究の試みである。

教科としての公民科が、英国(筆者の研究対象は連合王国イングランド(England, UK))で中等学校義務教育課程の必修教科とされたのは全国共通カリキュラム(the National Curriculum, 1988)の2000年の改訂においてであり、公民科授業の全国的な開始は2002年8月からであった。公民科授業の経験の豊富な日本とは比較できない遅さである。それだけに、先行する他の必修基礎教科(歴史・地理など19世紀からの伝統があり、20世紀中に教育内容が充実されてきた諸教科)と比べて、教員養成、教科書編集、授業態勢の整備等に関して、難点が多い。授業担当者のうち熱意のある教師は、創意工夫をこらして授業を展開し、教科書編集者は理想的な授業展開を予想して教科書編集に携わった。それでも、公民科は生徒・教師一般・視学官から不評である。

教育水準局(Ofsted)報告書(2006年9月)についての新聞記事は、「教育水準局によると、良い市民はごく少数しかいない。学校の4分の1は公民科授業への配慮に乏しいか、あるいは公民科授業の消滅を待っている、と視学官は言っている。」という見出しで、公民科の授業は、全中等学校の4分の1でどうも良いとは言えない状態にある、いくつかの学校では公民科授業を全く実施していない、と報道している。⁽²⁾

筆者は、生徒による活動的な人権学習の展開を重視している教科書、テリー・フィーン(Terry Fiehn、中等学校歴史科の指導教員の経験があり、歴史教科書の編集者でもある)とジュリア・フィーン(Julia Fiehn、中等学校の社会科主任や公民科教員の経験がある)とアンドリュー・ミラー(Andrew Miller)の共著教科書(本論考では、「フィーン等編著の教科書」と略記する)の中等学校必修科目「公民」教科書(第4段階用)とその教師用資料集について、経済単位の中での労働問題学習の展開を、編著者たちの主張する能動的な学習(受動的な学習に対置される、active learning)の見地から、検討する。そこから彼ら編著者の構想する理想的な社会科教育、公民科教育を窺い知ることができるであろう、ここから多くを学べるであろう、と考えるからである。

学習熱心な生徒の中には、試験や学力検査の成績を気にして、重要語句・事項の暗記に走り、せいぜい要点説明の書き写しに終始する者もあるにちがいない。公民科授業担当教師の中には、重要語句・事項の暗記と要点説明の書き写しを奨励するだけの者もあるにちがいない。このような

好ましくない傾向を想定して、筆者は教科書における単元展開を見る前に、重要語句・事項と要点説明を簡潔にまとめている学習参考書における単元展開とその説明を見る。そのうえで、全国共通カリキュラム準拠の一般的な公民科教科書における労働問題学習を概観して、そこでは基本的人権の一つとしての労働の権利が取り上げられているに過ぎないことを確認した上で、フィーン等編著の教科書における経済單元の中での労働問題学習の単元展開を見ることとする。そして、教科書の提示する学習活動事例の展開とそこにおける生徒の討議討論展開を、フィーン等の提唱する生徒の能動的な学習 (active learning)、生徒の社会参加 (participation) を促進させる活動 (activity) の観点から考察する。

最後に、日本の中学校社会科「公民」教科書と高等学校公民科「現代社会」教科書ならびに中学校学習指導要領と高等学校学習指導要領によって、日本における労働問題学習の現状を概観し、日英の14～16歳生徒の労働問題学習指導の比較を試みる。

2. イギリスにおける中等学校 (義務教育課程) の必修教科「公民科」における労働問題学習

(1) 全国共通カリキュラム (ナショナル・カリキュラム, 2000年) での位置づけ

公民科 (citizenship, Citizenship Studies) は、英国イングランドの全国共通カリキュラム (1998年) の2000年改訂版において⁽³⁾、義務教育課程 (義務就学年齢5～16歳) のうち義務教育第3・4段階 (key stages 3 and 4, KS3は第7～9学年, KS4は第10・11学年) で基礎教科として位置づけられ、必修教科とされている。全国共通カリキュラム (2000年) は、「公民教育の重要性」と題して、次のように説明している。

公民科をとおして、生徒に地域社会・国民生活・国際社会で効果的な役割を果たすための知識・技能・理解が与えられる。公民科は生徒たちが十分な知識をもち、思慮深く、責任のある市民、義務と権利を心得た市民となるように、援助する。公民科は、教室の内でも外でも、生徒に自信と責任感をより強くより大きく持たせることによって、生徒の精神的・道徳的・社会的・文化的発達を促進する。公民科は、学校や地域社会や広い世界での生活で有益な役割を果たすように、生徒に奨励する。公民科はまた、わが国の経済および民主的制度と諸価値について教え、異なる国民的・宗教的・人種的特性を尊重するように奨励し、論争点について熟考する能力と議論に参加する能力を発達させる。⁽⁴⁾

公民科の目標と内容 (学習課題) については、全国共通カリキュラム (2000年) では、「十分な知識をもった市民となるための知識・技能に関する教育内容」として、(ア) 人権と責任、(イ) 英国内のアイデンティティーの多様性、相互尊重と相互理解の必要、(ウ) 中央行政と地方行政、公共サービス、(エ) 国会と地方議会、(オ) 選挙制度、投票の重要性、(カ) ボランティア活動、(キ) 紛争を公正に解決することの重要性、(ク) メディアの意義、(ケ) 地域社会としての世界、欧州連合と英連邦と国際連合の役割の9項目が、義務教育第3段階の学習内容 (学習課題) として掲げられている。義務教育第4段階の公民科の目標と内容 (学習課題) には、新たに「経済の機能 (小項目 (オ))」と「消費者、雇用主、被雇用者の権利と責任 (小項目 (ク))」が加えられ、(ア) 法的権利と人権および責任、司法制度 (刑事と民事) とその市民との関係、(イ) 英国内の

多様な全国的・地域的・宗教的・民族的特性（アイデンティティー）の起源と意義，相互尊重と相互理解の必要，（ウ）立法・行政・司法，国会・政府・裁判所の仕事，（エ）民主的手続きと選挙制度において積極的な役割を果たすことの重要性，（オ）経済の機能（商工業と金融業の役割を含む），（カ）社会的変革を，地域社会で，全国的に，ヨーロッパで，また国際的に起こすための，個人の活動とボランティア・グループの活動の機会，（キ）出版の自由とメディアの社会的役割の重要性（情報収集と世論操作に関して，インターネットを含む），（ク）消費者，雇用主，被雇用者の権利と責任，（ケ）英国とヨーロッパ諸国（欧州連合を含む）との関係，英連邦や国際連合との関係，（コ）地球的規模の相互依存と責任に関する広範囲の論争点と解決努力（持続可能な発展を含む）の，10項目が掲げられている。⁽⁵⁾

この論考で取り上げる労働問題学習は，義務教育第4段階公民科の内容（学習課題）の（ア）人権および責任と（オ）経済の機能と（ク）消費者，事業主，被雇用者の権利と責任に関連する。そしてこれは，当然に，他の学習内容（学習課題）と同様に，義務教育第4段階終了学年に課される全国的な資格試験（GCSE 試験，中等教育修了一般資格試験）選択科目「公民科」の試験内容の枠組みに収められているものである。そして学校では受験準備のための模擬試験も行われ，模擬試験成績は生徒の学科目成績に反映される。

資格カリキュラム機構（QCA）と教育技能省（DfES）が共同で開発した教師向けの指導書「全国共通カリキュラム・学習プログラム」のスキーム・オブ・ワーク「シティズンシップ」の単元構成（水山光春の紹介）と対照させると，義務教育第4段階公民科の第1単元「人権」と第10単元「労働の世界での権利と責任」が本論考に関係する。⁽⁶⁾

外部試験機関（学力検査機関）AQA の枠組みでは，公民科（Citizenship Studies）ショートコースの topic 1b) work で，雇用主と被雇用者の法的・道徳的な権利と責任（雇用の平等と健康・安全といった雇用に関する法制を含む）を，会社の事例研究や生徒自身の仕事体験をとおして学習することや，会社の事例研究や生徒自身の仕事体験で得たことが他の事業（企業活動や仕事）に関連していることや地方経済と国民経済に寄与していることを学習することが，学習課題とされている。外部試験機関 Edexcel の枠組みではショートコースの theme 1) human rights; roles, rights and responsibilities で消費者の権利と雇用に関する権利・責任として取り上げられているだけである。外部試験機関 OCR の枠組みでは，ショートコースの theme 1) citizenship — rights and responsibilities で消費者・雇用主・被雇用者の権利と責任（rights and responsibilities of consumers, employers, employees）の項目で，「法律で消費者の権利が認められているが，消費者としての責任がこれに関連して存在することを知ること」と「雇用主と被雇用者が法律上の権利と責任をもつことを知ること」と「被雇用者組織の役割を理解すること」として取り上げられている。⁽⁷⁾

（2）学習書『第4段階公民』（CGP 社）における労働問題単元の展開

公民科が，法令により中等学校での必修科目とされ，学校で試験によって評価されるようになり，GCSE 試験に際して受験科目（ショートコース科目）として選択できるようになったため，数学科や理科の諸科目や地理科・歴史科と同様に，学校では教科書（Text Book）と「コースワーク

(The Coursework)〔学習活動の手引きと記録〕以外に「コースワーク」代替りの「学習ノート (The Workbook)」も使用されるようになった。また、試験勉強用として自宅学習用として「学習書 (The Study Guide)」が、公民科のものも、街の書店で販売されている。ここでは、学習書発行大手 CGP 社発行の『義務教育第4段階公民, 学習書』(Key Stage Four Citizenship The Study Guide, 2004)〔以下, 学習書『第4段階公民』と記す〕によって、単元「人権」と単元「経済」について、生徒が知識をどのようにまとめるのか、悪く言えば何を暗記するのかを、労働問題単元学習の観点から見る。この本では暗記用に「学習の要点」が要領よくまとめられてあり、章末に練習課題が付いているので、学校で授業中に使用する練習問題だけから成る「学習ノート (The Workbook)」よりも実情を知るのに好都合である。

(1) 第1単元「市民の権利と責任」の第5小単元「労働におけるあなたの法的権利」

第1単元「市民の権利と責任」の構成は、第1小単元:市民, 第2小単元:人権, 第3小単元:人権に関する法律, 第4小単元:家庭と学校におけるあなたの法的権利, 第5小単元:労働におけるあなたの法的権利, 第6小単元:消費者の権利, 第7小単元:動物の権利となっている。その第5小単元「労働に関するあなたの法的権利」で労働問題が労働権として取り上げられている。

第5小単元「労働に関するあなたの法的権利 (your legal rights at work)」の内容は、1ページにまとめられている。その概要は次のようになっている。⁽⁸⁾

- あなたはあなたのする労働 (work) について選択 (choice) をすることができる。(①ほとんどの仕事 (jobs) には賃金が支払われる (paid a wage)。②賃金の支払われない労働はボランティア労働 (voluntary work) として知られている。慈善活動 (charities) や地域活動がそれである。③有給でも無給でも、期間雇用か常時雇用か、フルタイム労働かパートタイム労働かを選択できる。)
- そして、労働に関してあなたには権利がある。(世界人権宣言にもあるように、適正な給与 (fair pay)。法律上違法とされている男女差別や人種差別のような差別 (discrimination) を受けない。安全 (safety)。労働者自身と同僚労働者の健康と安全に関する被雇用者の責任 (employee responsibility)、被雇用者と雇用主の責任や不公正な処遇の防止を記した契約書 (contracts)。病気休暇中の手当と休日 (sick pay and holiday)。)
- しかし、あなたには雇用主 (employer) に対して責任 (responsibilities) もある。(①雇用主に責任があるように、あなたには雇用主に対する責任がある。②契約書 (contract) と仕事内容書類 (job description) にそれが記載されている。③同僚労働者 (fellow workers) に対する差別, いじめ, 嫌がらせ (discrimination, bullying or harassment) は法律違反として処罰されることもある。)

(2) 第6単元「経済」の第5小単元「あなたの経済活動」

第6単元「経済 (the economy)」の構成は、第1小単元:国民経済 (the national economy), 第2小単元:税金, 第3小単元:営業と企業, 第4小単元:営業と経済, 第5小単元:あなたの経済活動 (your part in the economy) となっている。この第5小単元「あなたの経済活動」の冒頭で労働が取り上げられている。実はこの第5小単元の内容全体は金融と銀行業務であり、その冒

頭の部分も次の4点の指摘にとどまっております、労働への言及は僅かに第1点①にとどまっています。○ほとんどの人々は自活する (support themselves) ために働か (work) なければならない。(①労働で得た賃金があなただの主要な収入 (main income) となる。②これは育児扶養手当や休業補償や所得援助 (生活扶助) のような給付金 (benefit) によって補填される。③あなたのお金で何をするかは、あなた次第だ。現金を消費することも、貯金することも、投資することも、献金することもできる。④しかし、将来のことを少しでも考えるならば、そして年金のようなことを考えるならば、どうしたらよいのだろう。)⁽⁹⁾

したがって、単元末尾のテスト課題 (quick test) にも労働問題関係の課題はない。

(3) 一般的な公民科教科書における労働問題の学習

——ブレット編集の公民科教科書 (フォレンズ社)⁽¹⁰⁾の例——

全国共通カリキュラム準拠の一般的な公民科教科書であるフォレンズ社発行の『GCSE 公民科』では、第2テーマ：権利 (rights) で、①民事法・刑事法と裁判、②英国国民・難民・法律違反者の権利擁護、③世論形成に関するメディアの役割の分析、④「権利と責任の文化 (culture of rights and responsibility)」の意味の理解と良き市民の資質 (what being a good citizen) の理解が、学習目標とされている。そして事例研究1 (6pp.) において、国際連合の人権宣言 (1948年)、ヨーロッパ連合 (欧州連合, EU) の人権規約、英国の人権法 (the Human Rights Act, 2000) の人権擁護条項の学習が、それに続いて消費者の権利が、学習されるようになっている。ここにおける作業課題 (task) も、基本的人権に関するもの (難民問題など) と消費者の権利 (購入と返品、製造者責任、苦情申し立てなど) についてだけである。ちなみに、事例研究2 (8pp.) は難民と避難民の問題を取り上げている。雇用と労働については、事例研究1の中で資料 (fact file) として1/3ページを使って、参考資料の形で「雇用の権利 (employment rights)」が法律の名称の形で掲載されているだけで、説明もなされていない。⁽¹¹⁾

参考資料「雇用の権利」の記事は次のようになっている。

どの事業 (ビジネス) も、従業員 (employees, 被雇用者) に安全な労働環境 (working environment) を提供する義務があり、従業員の権利を尊重しなければならない。雇用に関する重要な法規定には、安全で健康的な労働条件に関する1974年法、不公正な解雇から個人を保護する1978年法、障害の有無・男女の性・未婚既婚・人種・皮膚の色・出身国 (種族) を理由に個人を差別することを禁止した1995年法・1975年法・1995年法、最大労働時間・休憩時間・有給年次休暇を定めた1998年法、被雇用者を搾取 (exploitation) から保護する1999年最低賃金法がある。ヨーロッパ連合の法規定を受けた出産育児休暇の規定もある。⁽¹²⁾

3. フィーン等編著の公民科教科書 (ジョン・マレー社) における労働問題の学習

(1) フィーン等編著の公民科教科書における「雇用と労働」

フィーン等編著の公民科教科書⁽¹³⁾は、単元1：民主主義における市民 (citizenship) (KS3教科書の単元1, 2の総括と発展)、単元2：イングランドとウェールズにおける司法制度、単元3：地

方公共団体（地方政府）と地域社会（地域共同体），單元4：国家の立法・行政（統治行為），單元5：貨幣と労働（KS3にはない。KS4教科書で新たに設定された），單元6：情報メディア，單元7：地球社会に生きる，の7單元（7章）で構成されている。労働問題（雇用と労働）は経済單元である單元5「貨幣と労働（money and work）」で取り扱われている。

單元5「貨幣と労働」の構成は，5-1 クリスさんは何をすべきか（資金運用），5-2 「お金が世界を動かす」，5-3 経済とは何か，5-4 あなたは消費者として自信があるか，5-5 労働者の権利，労働条件は公平か，5-6 だれが仕事に就けるか，5-7 高賃金，低賃金，5-8 あなたは労働組合に加入するか，5-9 失業者への就業支援制度（workfare），5-10（特別課題）労働体験，となっており，第1小單元から第4小單元までが経済單元学習で，第5小單元から第9小單元までが労働單元学習となっている。分量にして，第4段階公民科（第10，第11学年）の全60小単元のうち5小單元が（本文全225ページのうち15ページが）労働問題学習に割かれている。

（2）小單元「労働生活」の展開

「労働生活，それは公正か（working life: is it fair?）」⁽¹⁴⁾と題されるこの小單元は，雇用の権利（employment rights）学習の導入單元である。小単元の冒頭には，続く小單元群の序文として「すべての労働者（all workers）は，雇用主（employers）によって公正に処遇される権利をもつ。これは労働者にとってだけでなく雇用主にとっても，良いことである。労働者を公正に処遇すると，労働者は仕事に，より快適に感じるようになるので，有能な職員を確保することになり，病欠休暇（time off sick）を減らすことになり，労働成果を向上させることになり，会社が顧客と良い関係になるのに役立つ。」と明記され，労働者の権利を保護する法律の名称とその要旨が紹介されている。

小単元の本文としては，「あなたの権利」が列挙されている。その内容は次のとおりである。就職するとすぐに，あなたの雇用主は次のことを用意あるいは保証する責任がある。

- ・ 給与からの差し引き（天引き）項目すべて（税金や国民保険など）を記載した給与表。
- ・ 同じ労働または同じ価値をもつ労働をする人々に，平等な給与（equal pay）。
- ・ 人種や障害を理由に，職員を差別しないこと（no discrimination against staff）。
- ・ 裁判所に出頭するなどの公共的義務のための休暇（time off for public duties）。
- ・ 出産前休暇と産後18週間の休暇（time off for maternal care and maternal leave）。
- ・ 労働時間は週48時間を超えないこと（a 48-hour working week）。
- ・ 毎年20日の有給休暇（twenty days paid leave）。

1か月の勤務（service with your employer）の後に次のものがあなたに渡される。

- ・ 解雇される場合には，その1週間前の通告書（one week's advance notice）（封書で）。
 - ・ 医療療養のために（for medical reasons）働けなかった場合にも，給与の支払い（payment）。
 - ・ 一時帰休（lay off）の場合にも，ある程度の給与の保証がある（some guaranteed payment）。
- 就職2か月後，雇用期間が文書で通知される。たいていの場合，雇用期間の通知書は就職前に

通知される。

就業1年後に、あなたは次の権利を持つ。

- ・ 40週間の産休 (maternity leave) の後の職場復帰 (to go back to work)。
- ・ 男性には、13週間の無給の産休 (paternity leave)。
- ・ 雇用主による不公正な解雇からの保護 (to be protected against unfair dismissal)。

同一の雇用主のもとでの2年間の労働の後には、余剰人員として解雇された場合に (made redundant), 給与が支払われる資格を持つ (entitled to a payment)。

生徒の活動については「活動 (activity)」欄に、次のように記され、検討課題 (審判事例) として、3事例 (①バス会社でのバス運転手1名採用の面接での女性応募者と男性応募者への性差別とみられる質問の事例, ②チョコレート製造会社の機械操作担当者からの交代勤務に関する労働時間と報酬についての苦情の事例, ③酒店の店長からの弾力的労働時間制での過重労働の苦情に対して [この店長の意向に反して] 経営者が在庫管理と事業運営に当たる店次長を任命した事例) をあげている。そして、これについての討議課題が「議論 (discuss)」欄に示されている。

【活動】 3人のグループで作業をする。この作業班が一連の事件の雇用審判 (労働審判) に当たる。3人それぞれが、雇用主、労働組合代表、中立の議長の役をつとめる。労使双方の意見が対立したときには、議長役が裁定する。雇用主役も労働組合代表役もそれぞれの立場を主張するが、合法的であることと、公正であることを求められる。

【議論】

1. あなたの班の裁決結論を学級のほかの人たちの結論と比較しなさい。(a) 事例の件は不公正 (unfair) であるか、法律上の問題はどうか。(b) 各班の裁決結論はどうであったか、その類似点と相違点。
2. 労働における公正さ (fairness) の問題について討議しなさい。(a) あなたは法律規定に賛成するか。(b) 被雇用者の権利は大きすぎると、あなたは思うか。(c) このような討議事例に似た経験を家族や友人から聞いたことがあるか。

(3) 小単元「就職」の展開

小単元「就職、就業 (Who gets the job?)」⁽¹⁵⁾では、建設工事現場の職員採用の事例に関して差別の問題を討議し、問題点を探究している。この小単元の冒頭では、住宅、社会保障給付、医療、特に就職に関して差別が起こりうると指摘し、性差別の禁止 (1975年法)、人種・国籍関連差別禁止 (1976年法)、障害者差別禁止 (1995年法) の規定についてその要旨を説明している。

次いで、大型ホテル建設計画に関する3種類の職種の求人内容を紹介している。第1は電気工事関係技術者として1年間この建設事業に従事する者、1名の募集。男女は不問。資格と経験を必要とする。工具・防具は自前で用意し、常時所持・着用すること。仕事は交代勤務で夜勤には夜勤手当がつく。重量物の持ち上げ労務もありうる。第2は現場監督1名の募集。期間1年間。男女は不問。建設労働者管理の経験と建築家・測量士・物資調達担当者との作業調整の経験を必要とする。早朝勤務も夜間勤務もある交代勤務となる。第3は経理係員。経理に関する資格の持

ち主で、コンピューターによる経理処理に自信のある方。仕事は現場監督と建築家と密接に関係しており、建設労働者の週給賃金計算票作成の作業もある。

さらに、これら3種の職種それぞれに応募した3名の応募者の手紙、計9通が顔写真とともに紹介されている。それぞれに男性応募者も女性応募者もいる。顔色・顔つきも様々。学歴・職歴も様々。手書きの手紙も印字された手紙もある。(手紙の内容は省略)

これについての生徒の活動として、次のように記されている。

【活動】

1. だれが、どの仕事を手に入れたのか。あなたの班の決定を学級全体に紹介しなさい。すべての班の意見が一致したか。
2. 次の問題について討議しなさい。(a)それぞれの職種への就職内定者について、どんなことがあなたの決定に影響したのか。(b) 応募者の年齢、性、人種、障害の有無、家庭環境があなたの決定に影響したことがあったか。あったとすれば、それはなぜか。(c) 実世界では、これらのことについての人々の態度が採用人事の決定に影響していると、あなたは考えるか。

(4) 小单元「高賃金、低賃金」の展開

小单元「高賃金、低賃金(High pay — low pay)」⁽¹⁶⁾では、まず、野菜や果物に市場原理が働いているように、技能と労働者にも市場原理が働いていることが説明されている。希少技能の持ち主には高賃金が支給される。例えばプレミアリーグのサッカー選手は週給数千ポンド(1ポンドは150円〔2008年11月〕～200円〔2002年10月〕)。その理由は彼のような高水準の選手はごく少数であり、世界中の多くのサッカークラブがこのような選手を求めているからである。プレミアリーグのサッカー選手の平均年俸は40万ポンドである。他方、数多くの人々は低賃金で働いている。低賃金労働の職の求める技能の持ち主は多数いるからである。供給が需要を上回っているからである。英国では最低賃金制度があり、これを下回る給与支払いは違法とされている。しかし、最低賃金では生活が苦しい。この説明の後に、デイヴィッド・ベッカム選手(27歳)がこの年俸1,550万ポンドであったとのサンデータイムズの記事(2003年11月3日)を顔写真つきで紹介している。そしてこれに、サッカーファンの意見(市場原理からみて当然という意見〔コメントA〕とサッカー競技場整備員の薄給〔平均年俸14,000ポンド〕と比較して差がありすぎるという意見〔コメントB〕)が添えられている。

【活動】 生徒の活動として、次の5点があげられている。

1. サッカーファンの意見について、あなたはコメントAとコメントBのどちらに賛成するか。
2. サッカーのプレミアリーグ選手が下位リーグ選手よりも高給である理由を4点あげなさい。
3. (a) この国で高賃金の職業と思われるサッカー選手以外の4種類の職業をあげ、その4種類について高賃金の理由を説明しなさい。(b) これらの職業は高賃金に値するとあなたは考えるか。
4. 低賃金の職業(女性職:バー従業員〔時給£4.41〕, 洗濯作業〔£4.50〕, 台所下働き〔£4.51〕, 給仕, 給油所従業員, 理容・美容師, レジ係, まかない(賄い), 清掃〔£4.85〕, 保育助手

[£4.91], 男性職：バー従業員 [時給£4.62], 台所下働き [£4.63], ホテルのポーター, 給仕, 洗濯作業, 清掃 [£5.35], 農業機械運転手, 鮮魚商, 農場労働者 [£5.50]。いずれも時間給与の低い順序で第10位までの時給。金額の一部分は筆者が省略) について, (a) 低賃金の理由を考えて, それを発表し, (b) これらの職種のうち, もっと高賃金とすべきだとあなたが考える職種をあげて, その理由を述べなさい。

5. 年齢16, 17歳の若者には最低賃金は適用されない。これらの若者にも最低賃金が適用されるべきだと, 考えるか。適用されるべき, 適用されなくてよい, そのいずれにせよ, その理由を述べなさい。

【参考資料, 低賃金に関する資料 (low pay factfile)】

・最低賃金法の規定, 22歳以上は時給£4.50, 18~21歳は時給£3.80。 ・16, 17歳未満は最低賃金から除外される。 ・最低賃金受給者の数, 英国で成人130万人, 18~21歳の青年14万人。
・過去20年間に公営事業の民営化によって低賃金労働者の賃金が低下。 ・多くの低賃金労働者には有給休暇・休業補償が無い。 ・多くの低賃金労働者は長時間労働と副業によって生計をたてている, そのため家庭生活に支障がでている。 ・最低賃金では生活が成り立たない。
・労働組合が低賃金反対 (賃上げ) 運動をしている。

【事例研究】

最低賃金で生活することの困難さを示す新聞記者 (女性) の体験記 (1か月) を, 収入と支出の対照表とともに, 載せている。実労働時間120.75, 無給の訓練114.75時間 (各回6時間), 給与£459 (時給£4), 税金・保険料等の差し引きと住宅費の加算があり, 月間の収入合計は£472.93。支出は, ワンルーム・アパート家賃£260, 交通費£76.90, 食費£137.24, 支出合計£474.14。ロンドンのホテルの夜間清掃従業員としての最低賃金では生活できないと, 彼女は訴えている。(The Guardian, 29 Jan. 2002. からの転載。これについての討議が期待されている。)

(5) 小单元「労働組合への加入」の展開

小单元「労働組合への加入」⁽¹⁷⁾では, 冒頭の導入部分で, 労働組合に加入するか, 加入しないかと授業開始前にまず質問されるであろうと予告し, この小单元の学習活動終了時には生徒は労働組合への参加・不参加について, より良い判断をくだせるであろうと, 明言している。そして本文では労働組合について説明がなされ, つづいて生徒の活動が提示され, 労働組合新聞の活動報告記事が学習活動の資料として提供されている。

本文では, 労働組合は何をするのか (What do unions do?) が, 次のように説明されている。労働組合は労働条件と賃金の改善のために労働者が19世紀に組織したものであり, 改善のための雇用主との取り引き (bargain) にあたって労働者に大きな力を与えた。賃金交渉 (pay negotiations) が労働組合の重要な事項である。雇用主の多くは, 賃金と労働条件について全労働者個々人と話し合うよりも一労働組合と話し合うことを好む (prefer to talk)。これが集団交渉 (collective bargaining) であり, このような協定 (agreement) が, 英国の労働力の半分に及んでいる (cover)。賃金交渉以外に, 今日の労働組合は, 組合員への情報提供・支援・助言をし, 仕事上の問題 (過剰

人員の削減 redundancy, 統制 discipline, 法的処置 legal action) について人々の代表となり、職場での健康・安全管理を有能な代表者によっておこない、男女平等賃金と全員のための公正な賃金の運動 (campaign) をし、差別の事例では労働者を支援し、クレジットカード・特別割引・有利な保険などの金融サービスを提供し、教育・訓練の機会を提供する (provide further opportunities for education and training)。

【活動】

1. 2人一組になって、次の質問について討議しなさい。答えを発見するためには調査もしなさい。
 - ・労働組合の名前をあげなさい。いくつ知っているか。
 - ・これらの労働組合の業種・職種は何か。
 - ・あなたの家族・親族に労働組合員はいるか、その組合員はどんな組合に加入していて、どんな利益を得ていると思っているか。
 - ・あなたの家族・親族に労働組合不加入の人はいるか、その人の不加入の理由は何か。
2. 2人一組になって、労働組合新聞の記事 (5種類) の見出しについて検討しなさい。
 - (a) これらの記事で取り上げられている問題は何か。
 - (b) どのように労働組合は従業員を助けようとしているか。一つ一つの例について検討しなさい。
 - (c) 労働組合についての学習の結果、あなたは労働組合に加入する気になったか。
 - (d) 労働組合に加入するつもりならば、あなたの主たる理由は何か。加入しないつもりならば、その理由は何か。

(6) 小单元「就業支援制度」の展開

経済 (経済と労働) 単元の総括であるこの小单元「就業支援制度 (Workfare)」⁽¹⁸⁾ は、労働と福祉について、また就業・就職について考え、討議する单元である。教科書の記述は次のようになっている。

先進国では、失業者に公的扶助として福祉交付金 (失業手当・生活保護費) が支給されるのが普通です。家賃、食費、衣服費などの支払いのためです。受給するには、仕事を探していなければなりません。しかし、納税者の負担を考慮するならば、受給失業者に見返りを求めないのはおかしいという問題提起が、政党からなされています。アメリカ合衆国のいくつかの州では、就業支援制度 (失業者福祉交付金に係る) が実施され始めました。失業者は地方公共団体認定の事業所で働かなければ、給付を受けられなくなることもある、のです。通常は、一定期間の就職活動期間は失業者に交付金 (失業手当) が支給されますが、その後は、認定事業所での労働か給付停止かを迫られるのです。同様の制度を採用している国々では、この制度について活発に論議されています。「それは強制労働に等しい。」「母子家庭の母親 (single mothers) を標的にする反女性政策だ。」という意見もあります。また、「失業者の中には怠け者もいて、彼らは希望すれば働けるのに働かない。」という意見もあります。あなたはどのように考えますか。

【議論】 失業者福祉交付金 (失業手当・生活保護費) に係る就業支援制度 (就職活動と認定事業所労働) に関する次の15意見 (A ~ O) を、支援制度賛成と支援制度反対とに分けなさい。

- (A) 何もしないで福祉交付金 (生活保護費) を受給するのは、その人を国家に依存させ、無気力な怠け者にしてしまう。

- (B) 税金負担を考慮して、市政府には、受給と引き替えに、受給者に何かを期待する権利がある。
- (C) この福祉計画（就業支援制度）は、人々を奴隷労働者のように扱っている。
- (D) この福祉計画は、手作業労働に駆り立てるだけで、失業労働者の才能・技能を活用しない。
- (E) 雇用主は高度の技能と情報処理技術を求めている。福祉交付金計画では、失業労働者は雇用主のこのような求めに対応できず、受給者は就職できない。
- (F) 生産的な仕事をすれば自尊心と自信がつくので、失業者の就業を容易にする。
- (G) 高失業率は経済変動の結果であり、鉄鋼業のような不振産業の結果である。個人の責任ではない。福祉交付金計画は、犠牲者に失業の責任を負わせている。
- (H) 失業を理由にして福祉交付金を請求する人は、しばしば闇市場で日銭を稼いでいる。彼らは納税者の税金を横領している。福祉計画はこれ（税金泥棒）をやめさせるものなのだ。
- (I) 長期失業者の多くは高齢の労働者であり、雇用主が若年者を好むので、就業できないのだ。
- (J) 福祉交付金計画は人々に就職活動（求職と面接）をやめさせている。
- (K) 福祉交付金計画の労働は、ある人々を、卑しい仕事よりも犯罪へと追いやるであろう。
- (L) 地域社会は、受給者の従事する環境改善事業や地域慈善事業から利益を得る。
- (M) 受給者の従事する事業は、成果を問わないので、労働の質が低く、信用できない。
- (N) 福祉交付金計画は、人々を低賃金労働で苦しめ、多くの人々を離職させることにもなる。
- (O) 幼児保育が未整備のため、労働力（workforce）計画の多くは母子家庭に悪影響を与えている。

【活動】 ①市会議員になったつもりで、上記の15の意見（A～O）をふまえて、福祉交付金計画実施の可否について議論しなさい。②市が実施に踏み切るとして、次の点について判断しなさい。（ア）就職活動期間、（イ）受給者の就く仕事の種類、（ウ）受給者の労働時間、（エ）就業支援制度から脱出して就職するための援助、③53歳女性、22歳女性、29歳男性、45歳女性の4事例（最近の生活歴と現在の生活状況の概略が教科書に記載されているが、ここでは省略）について、（ア）計画に対するこの人たちの意見、（イ）この人たちの生活への影響、（ウ）本人と地方公共団体の利益、（エ）新たに生ずる問題、これらを想定して、研究しなさい。④新聞記者になったつもりで、この福祉計画について賛成記事と反対記事を書きなさい。⑤「失業者は自己の利益のために労働しなければならないと、本議会は信ずる。」という論題で学級討論（ディベート）をしなさい。⁽¹⁹⁾

教師用書は、単元題目の用語 workfare は welfare to work（労働支援・就業支援、就業福祉、授産）の省略語であると説明したうえで、学習活動の進め方について、「活動」は数段階に分けられ、5、6人のグループの作業を予想しているとし、次のように説明している。

活動①は第1段階で、ここでは、福祉交付金計画（就業支援）についての賛否両論を理解させ、グループ内で討議させる。一般的討論はさせない。活動②は第2段階で、福祉交付金計画（就業支援）案のための4項目について決定させる。この段階の終了時には各グループに計画案概要を学級全体に説明させる。活動③では、計画案が4事例の人物に与える影響について考えさせる。活動④では、記事原稿をA4判の白紙に書かせ、教室内に掲示させる。活動⑤は、学級全体の討論

(ディベート)である。活動④までの学習活動によって得た福祉観と援助に関する知識をもとに討論をさせる。⁽²⁰⁾ 教科書(生徒用)には掲載されていないが、教師用書には、福祉交付金停止の事例と生活保護費停止の事例が紹介されていて、これに検討課題が5項目付けられている。⁽²¹⁾ これは宿題にも、GCSE 試験用の練習問題にも使えるのである。

(7) 特別課題「仕事体験」

フィーン等編集の公民科教科書の経済(経済と労働)単元の末尾には、特別課題として「体験記録報告(レポート)仕事体験(Work experience)」⁽²²⁾が設定されている。労働(勤労)学習は仕事体験をとおして学習成果をあげられるとの観点から、外部試験機関(学力検査機関)の学力検査の中には実習・活動の経験と成果の確認のために実習・活動の記録・報告書とそれについての学校教員の所見を求める場合があるので、それに備えるためである。また現実には多くの生徒が2週間程度の職場体験をしているので、その報告とその学習成果の自己確認のための課業でもある。教科書のこの項目「仕事体験」の冒頭の説明は次のようになっている。

ほとんどの若者は第10・11学年、14~16歳の間に1・2週間の労働体験をしている。これはあなたが労働を理解する一つの機会だ。あなたは配置時から体験課題を実施することができる。この教科書には5課題を例示した。第1課題は「雇用主と被雇用者の権利と責任」、第2課題は「雇用主と被雇用者の関係」、第3課題は「仕事と生活との均衡」、第4課題は「健康と安全」、第5課題は「(男性女性・人種・出自・文化・年齢についての)平等と多様」である。仕事体験中にインタビューをしたり、記録をとったりするには、予め許可を得ておかなければならない。配置が始まる前に雇用主に会った時に許可をとっておいたらよい。そうしておけば、インタビュー時間や記録作成のための時間や報告のための時間を、仕事時間の中に組み込むことができる。どの課題も、①質問(questions)→②調査(research)→③分析(analysis)→④報告(report)→⑤発表(presentation)→⑥評価(evaluation)の6段階を踏んで調査研究を進めていく。

この説明を受けて第1課題「雇用主と被雇用者の権利と責任」以下の5課題のそれぞれについて、課題の趣旨と質問5問と調査項目3~5項目が提示されている。例えば第3課題「仕事と生活との均衡」については、次のようになっている。

第3課題「仕事と生活との均衡(Work — life balance)」人々は単なる労働者ではなく、それ以上のものであることが、次第に認識されるようになってきた。仕事でのストレスは病気欠勤ということにもなる。人々には友人があり、家族があり、仕事以外の生活がある。職務が労働者自身の状況に適合するように柔軟に対応する雇用主を、人々は高く評価する。このようにして、人々は仕事と生活のよりよい釣り合い(バランス)をとることができる。

【質問】・仕事と生活との均衡(仕事—生活バランス)とは何か。 ・労働時間、休日、パートタイム労働、在宅勤務、子どもの世話のような問題について、雇用主はどのくらい柔軟であるか。
・被雇用者は、仕事と生活との均衡について、どう考えているか。 ・雇用主は、仕事と生活との均衡について、どう考えているか。 ・人々が労働生活と労働外の生活とのよりよい均衡をもてるようになるには、事態がどのように改善されたらよいのだろうか。

【調査】・インターネット・ウェブサイト「労働組合会議（TUC）」を検索して、フレックスタイム制度と仕事－生活バランスについて調べなさい。 ・会社の人事担当者あるいは経営者にインタビューをきなさい。 ・労働組合代表あるいは被雇用者会議の構成員にインタビューをきなさい。

【分析・報告・発表】 課題のための調査が終わったら、収集した情報（data）を分析する必要がある。 ・質問に関する記録を作る（make notes）。 ・短いレポートを作成し（write a short report）、さらに進んだ疑問・問題領域に光を当てる。 ・5分間発表の原稿を作成する（パワーポイントが使えるならば、スライドを作成する）。 ・体験指導員あるいは経営者に発表をする（make presentation）。 ・この発表についての意見をうかがう。（フィードバックが得られる。）

【評価】・体験グループで発表をし、体験グループのみんなの意見を聞く（ask for their feedback）。 ・体験グループ生徒たちみんなの発表や彼らの提案を注意深く聴く（listen to what other students found out）。 ・あなたの調査と発表は、（ア）体験実習（職場体験）にとって、（イ）指導員や経営者の他の体験生徒に対する指導助言に比べて、（ウ）あなた自身にとって、効果があったか（made a difference）。

4. 考察

フィーンに限らず、イギリスの公民科教育指導者たちは、生徒が教材・資料を見たり読んだりしながら考え、2人、3人あるいは4人一組で話し合いをしながら考え、学級全体でのディスカッションとディベートをとおして、見方・考え方・態度を改め、新しい知識を獲得するように、指導しようとしている。このような指導傾向と学習形態を、フィーン等編著の教科書に見出すことができる。義務教育第4段階生徒の学習活動については、フィーン等は、GCSE 受検準備の意味もあって、専ら学級教室内の学習を念頭においているが、末尾に設定されている特別課題「仕事体験」は例外である。思考・観念を行動に向かわせ、さらに自分の見聞と体験と意見を、自信をもって自分の文章にまとめ、それを声に出して発表する能力を発達させ、他人や他のグループの見解や経験を認知する技能を発達させ、批判的思考と議論展開の技能を発達させ、協同作業と紛争解決の技能を発達させ、自分たちの創造力を信用すること、民主的参加の技能を発達させることは、義務教育の教育内容・教育方法にとって重要である。生徒の学習活動については、特に学習資料に関して、インターネットを含むさまざまな情報源を批判的に評価することと、思考・判断、討議・討論（ディスカッションとディベート）と発表（口頭の発言と文章表現）を重視しながら民主主義社会における人権尊重と権利・義務・責任を理解させるとともに、将来に向けて、職業倫理の確立と職業業務・就職活動への方向づけに留意している点に、私たちは注目したい。

日本の中学校社会科「公民」教科書、例えば『新編 新しい社会 公民』（東京書籍、2006年）では、「経済」分野の第2大項目「市場経済と金融」の第4中項目「働く人たちの生活向上」において、小項目「労働組合の役割」で労働組合・労働三法（労働基準法・労働組合法・労働関係調整法）が取り上げられ、小項目「労働条件の改善」で労働時間短縮と労働災害防止が取り上げ

られ、小項目「生きがいを求めて」で「人々が働くのは、単に収入を得るためだけではありません。仕事をとおして社会に参加したりすることも、労働の重要な目的です。」と記述され、障害者・高齢者の労働機会の乏しさと女性の受ける不利な扱いと若者の就職難に言及している。⁽²³⁾

高等学校公民科教科書『現代社会』（実教出版、2008年）では、中項目「労働問題の改善」の中に「労働運動の始まり」、「労働基本権の確立」、「労働三法」、「ゆとりある生活へ」（ここでサービス残業や過労死やワークシェアリングに言及している）の4小項目が設定され、これに続く項目「こんにちの労働問題」の中に「かわる雇用形態」（終身雇用制、年功序列型賃金、リストラ）、「女性と労働」（男女雇用機会均等法、セクシュアルハラスメント、育児休業）、「外国人労働者の増加」が小項目として設定されている。⁽²⁴⁾

『中学校学習指導要領（平成20年）』では社会科公民的分野の内容について、第2項目「私たちと経済」の第1小項目「市場の働きと経済」において、次のように説明されている。「身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させるとともに、社会における企業の役割と責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法 の精神と関連付けて考えさせる。」また、『高等学校学習指導要領（平成11年）』では公民科の科目「現代社会」の内容について、第2項目「現代の社会と人間としての在り方生き方」の第2小項目「現代の経済社会と経済活動の在り方」において、「雇用と労働問題」についての理解と「個人と企業の経済活動における社会的責任」についての考察を求めている。⁽²⁵⁾

イギリスの一般的な公民科教科書に比べて、日本の社会科「公民」教科書と公民科「現代社会」教科書では、必須の学習事項が漏れなく、そつなく、簡潔に要領よく記述されていて、暗記・記憶には最適であるが、そして欄外や巻末にある資料や資料解説との対照によって理解を深め広げることができるようになってはいるが、生徒の学習活動は個々の教師の学習指導案に収められていて、教科書本文の記述からは生徒の学習活動の展開が生徒たちに想像できなくなっている。日本では、生徒の学習活動の展開は、個々の教師の学習指導にまかされている、と言ってよい。イギリスでの公民科教育担当教員養成の遅れと公民科学習指導への一般的な関心の低さの結果とも思われるが、フィーン等編著の公民科教科書にみられる学習指導内容と学習指導過程の生徒への明示は、生徒の学習関心を強め、学習活動を活発化するにちがいない。生徒の学習関心・学習意欲を強め、学習活動を活発化するために、活動的な学習のために、フィーン等編著の教科書から学習指導の計画・展開の具体策を学び取りたい。

「仕事は生計を立てる手段にとどまらず、社会の中で承認され、アイデンティティーを確立する手段でもある。それにもかかわらず競争が社会を分断し、敗者のアイデンティティーは共同体の承認からも排除されている。問題は、市場競争が技術革新や不均衡を誘発する一方で、社会関係までが幾重にも分断されていることなのだ。……A. スミスは『国富論』で市場競争を唱えたが、……『道徳感情論』では、他人の立場に立ち、共感を抱くことの重要性を強調した。日本社会は国富追及に目を奪われ、共感の感情を欠いている。……やる気のある人が仕事を通じて共感し合

うことは、グローバル化・ネット化した社会においても可能なのだろうか。……」と松原隆一郎は論じている。⁽²⁶⁾ 日本の公民科教育の成否は、労働学習に限定すれば、学習の中で生徒（中学校3年生や高等学校1年生）がこの「社会関係の分断」に気付き、「共感の感情」をもつようになるかどうかにかかっている、と本論考の筆者は考える。

資料・参考文献

- ① CGP: Key Stage Four Citizenship The Study Guide, first edition, Coordination Group Publications, UK, 2004. 59pp.
- ② Peter Brett (editor), David Coulson-Lowes, Richard Davidson, Elizabeth West, Bernard Williams: GCSE Citizenship Studies, Folens Ltd., UK, 2002. 140pp.
- ③ Terry Fiehn, Julia Fiehn, Andrew Miller: This is Citizenship Studies for Key Stage 4 and GCSE, John Murray, London, 2003. 225pp.
- ④ Terry Fiehn, Julia Fiehn, Andrew Miller: This is Citizenship Studies for Key Stage 4 and GCSE, Teacher's Resource Book, John Murray, London, 2003. 138pp.
- ⑤ 杉本厚夫・高乗秀治・水山光春『教育の3C時代』2008年，世界思想社。〔第3章：シティズンシップ教育——「公共性」と「民主主義」を育てる（水山光春著）〕
- ⑥ Department for Education and Employment (DfEE): The National Curriculum, handbook for secondary teachers in England (key stages 3 and 4), the Stationery Office, London, 1999.
- ⑦ 五味文彦・斎藤功・高橋進ほか『新編 新しい社会 公民』，東京書籍，2006。
〔中学校社会科用教科書 2 東書・公民909，平成17年文部科学省検定済〕
- ⑧ 堀尾輝久ほか『新版現代社会』，実教出版，2008。
〔高等学校公民科用教科書 7 実教・現社019，平成18年文部科学省検定済〕
- ⑨ 文部科学省『中学校学習指導要領』（平成20年告示），2008，東山書房。
- ⑩ 文部科学省『高等学校学習指導要領』（平成11年告示），平成19年改正版，2007。

注

- (1) 白石晃一「イギリスの中等教育義務教育課程『公民科』における人権の授業について」（『桜花学園大学人文学部研究紀要 第8号』2005年，pp.147-148）
- (2) 2006年9月29日付け『The Times Educational Supplement』の記事
- (3) Department for Education and Employment (DfEE): The National Curriculum, handbook for secondary teachers in England (key stages 3 and 4), the Stationery Office, London, 1999.
水山光春によると「2007年現在，イギリスの the National Curriculum は2008年秋からの新カリキュラムの実施に向けて改訂作業中である」（杉本厚夫・高乗秀治・水山光春『教育の3C時代』2008年，世界思想社，pp.226-227）とされているが，本論考では2008年版ではなく，2000年版（印刷発行1999年）を使用する。2008年版を未検討のためである。
- (4) Department for Education and Employment (DfEE): The National Curriculum, handbook for secondary teachers in England (key stages 3 and 4), p.183.
- (5) *ibid.*, pp.185-186.
- (6) 杉本厚夫・高乗秀治・水山光春『教育の3C時代』2008年，世界思想社，pp.175-176。同著によると，「全国共通カリキュラム・学習プログラム」のスキーム・オブ・ワーク「シティズンシップ」のKS4の単元構成（水山光春の紹介）は，1. 人権，2. 犯罪——若者と自動車犯罪，3. 人種差別やその他の差別に挑戦する，

4. 法律はどのようにつくられるのか, なぜつくられるのか, 5. 経済の働きはどのようなものか, 6. ビジネスと起業, 7. 参加する (コミュニティのイベントを計画する), 8. ニュースをつくる, 9. 消費者の権利と責任, 10. 労働の世界での権利と責任, 11. ヨーロッパ——だれが決める, 12. グローバルな問題, ローカルな問題, の12単元構成とされている。

(7) Terry Fiehn, Julia Fiehn and Andrew Miller: This is Citizenship Studies for Key Stage 4 and GCSE, Teacher's Resource Book, John Murray, London, 2003, p.5. [以下, This is Citizenship Studies, Teacher's Bookと略記する。] 全国共通カリキュラムの指定する公民科教育内容は, このように外部試験 (学力検査機関による全国的な学力検査) の試験内容として, より具体的に表現されている。

(8) CGP: Key Stage Four Citizenship The Study Guide, first edition, Coordination Group Publications, UK, 2004. [以下, The Study Guideと略記する] p.5. 下線部分は色文字で下線付きとなっており, 暗記用の重要語句と思われる。

(9) *ibid.*, p.39.

(10) Peter Brett et al.: GCSE Citizenship Studies, Folens Ltd., UK, 2002.

(11) *ibid.*, pp.26-31

(12) *ibid.*, p.31.

(13) Terry Fiehn, Julia Fiehn and Andrew Miller: This is Citizenship Studies for Key Stage 4 and GCSE, John Murray, London, 2003. [以下, This is Citizenship Studies, Student's Bookと略記する。]

(14) This is Citizenship Studies, Student's Book, pp.144-145. This is Citizenship Studies, Teacher's Book pp.90-91.

(15) This is Citizenship Studies, Student's Book, pp.146-149.

(16) *ibid.*, pp.150-151.

(17) *ibid.*, pp.152-153.

(18) *ibid.*, pp.154-155.

白石晃一「イギリスの中等教育義務教育後期課程『公民科』における人権の授業について」(『桜花学園大学人文学部 研究紀要 第8号』2005年, pp.147-148)。

(19) This is Citizenship Studies, Student's Book, pp.154-155.

(20) This is Citizenship Studies, Teacher's Book, pp.92-93.

(21) *ibid.*, p.104.

(22) This is Citizenship Studies, Teacher's Book, p.93.

This is Citizenship Studies, Student's Book, pp.156-158.

ロンドン郊外の中高等学校を訪問した際に, 筆者は父母向けの連絡掲示板に「休暇中の労働体験・職場体験の紹介をお願いします。」との掲示を見たことがある。

なお, 改訂・全国共通カリキュラム (2004年改訂. the revised National Curriculum, 2004) では, 第4段階での必修科目 (compulsory) として, 国語 (英語), 数学, 理科, 情報通信技術, 体育, 公民, 宗教教育, 性教育, 就職指導, 仕事関連学習 (English, mathematics, science, ICT, physical education, citizenship, religious education, sex education, careers education and work-related learning) が, 法律上規定されている (statutory requirement)。就職指導と仕事関連学習とは, 新規の必修科目である。美術工芸・デザイン・技術, 人文諸科目, 外国語 (the arts, design and technology, the humanities and modern foreign languages) は, 第4段階では資格付与科目 (中等教育修了資格のための entitlement areas) とされ, それぞれ, 履修希望の生徒全員が履修できるようにと規定された。(DfES and QCA: The National Curriculum, Handbook for secondary teachers in England, Key stages 3 and 4, Revised 2004, p.3.)

就職指導と仕事関連学習とが必修化されたことによって, 公民科の経済単元で労働問題を取り扱おうとするフーン等の試みが, 他の公民科教科書と公民科教育指導者・調整役に波及しなくなるのではなく, 就職指導

と仕事関連学習の中でも労働問題が一般的に取り上げられるようになることを、本論文の筆者は期待し、注目している。

(23) 東京書籍『新編 新しい社会 公民』2006年, pp.122-123。

(24) 実教出版『新版 現代社会』2008年, pp.94-97。第2部「現代の経済社会と国民生活」, 第2章「日本経済の特質と国民生活」, 第6項目「こんにちの労働問題」。

(25) 文部科学省『中学校学習指導要領(平成20年)』2008年, 第2章第2節 社会, 公民的分野, 2. 内容, (2) 私たちと経済, ア 市場の働きと経済。文部省『高等学校学習指導要領(平成11年)』1999年(平成19年改正版, 2007年), 第3節 公民, 第2款 各科目, 第1 現代社会, 2. 内容, (2) 現代社会と人間としての在り方生き方, (イ) 現代の経済社会と経済活動の在り方。

(26) 松原隆一郎「論壇時評, ロスジェネ論再考」(朝日新聞2008年11月27日)